

## 2016年2月度 理事会 報告

2015年2月3日(水) 14:30～18:00 於：JIPA 東京事務所

### [審議事項]

#### 1. 海外派遣

3件の海外派遣を承認した。

##### (1) 訪問代表団派遣「インド訪問代表団」インド; デリー (8名) 2/9～13 アジア戦略プロジェクト

・2014年度の会員アンケートで得た改善要望を行うべく代表団を派遣する。訪問先は、法整備担当の商工省産業促進局 (DIPP) や、特許庁、税関、警察など8箇所で、特許の拒絶応答期間短縮改正への反対意見、PCT 経由で可能となったインド国内での早期審査が、インドでの先行技術サーチが要件になっていることへの要件緩和要請、模倣品取締まりの状況や実績の開示などを要望する。

##### (2) 会議派遣「日中企業連携会議」中国; 重慶, 広州 (8名) 3/9～15 日中企業連携会議プロジェクト

・中国の重慶市と広州市の2都市で携帯電話の ZTE やドローンメーカーなど中国企業、延 16 社と、日本企業 8 社とで連携会議を実施する。ビジネスを守る IP 戦略、戦略を支える知財組織をテーマに各都市 中方 8 社毎、各々丸一日をかけて議論する。近年は中方企業も多量の出願や係争で戦略、体制を整えており両者有意義な意見交換ができることが期待される。結果は部会と会誌にて報告する。

##### (3) 会議派遣「マレーシア・テクノロジー博 MTE2016」マレーシア; クアラルンプール (1名) 2/17～20 WIPO プロジェクト

・マレーシアでの技術博覧会に委員を派遣して WIPO-GREEN システムの広報を行うとともに、新興国の知財風土の健全化を狙って当協会は同地域の発明技術に対して 3 種類の JIPA 賞 (Green Technology, Bio-technology, Design) を同博覧会の賞のうちの特別賞として提供しているが、この賞の審査と授与式を現地で実施する。

#### 2. 提出意見書について

以下の意見書の提出を確認した。

##### (1) 内閣官房知的財産推進事務局宛「知財推進計画 2016 策定への意見」1月29日 理事長発信

・本年1月に公募された次年度戦略計画に向けた意見を関係専門委員会、政策プロジェクトを取りまとめ知財推進事務局に提出した。意見書は、地域の活性化、知財紛争処理システムの活性化、知財人材育成など 2015 年の計画項目の活動に対する意見を発信するとともに、新たな項目として、オリンピックに便乗する知財の違法行為 (所謂アンブッシュマーケティング) の取り締まり体制強化、医薬関係特許の権利期間延長などの法整備、生物多様性条約に関する体制、情報整備の要望を含む。

##### (2) 経産省知財政策室宛「秘密情報の保護ハンドブック (案) に対する意見」1月18日フェアトレード委員会担当理事発信

・不競法改正に伴い営業秘密関連のハンドブック案の意見募集があり意見を提出した。内容は、秘密保持契約の締結のタイミングの規定の平易で達意な文章化や、転職者等への競業禁止義務契約の締結に関し「職業選択の自由」とのバランスの重要性の指摘、秘密漏洩時の初動対応に関しより早い対応を促すようにする表現訂正など、全 8 項目。

(3) 中国国務院法制弁公室宛「専利法修訂草案に対する意見」12月31日アジア戦略プロジェクト担当理事発信

・中国国務院の専利法の草案に関する意見募集に対して意見を提出した。内容は、草案における部分意匠の導入に関して審査制度の導入の要請、職務発明に関して別途検討されている職務発明条例との齟齬の解消の要請、間接侵害規定の導入に関し被疑侵害製品が最終製品の場合の部品提供者は共犯者ではなく侵害行為者とするような定義変更の要請など、全10項目。

(4) 中国国家発展改革委員会宛「権利濫用に関する独占禁止指南に対する意見」1月20日フェアトレード委員会担当理事発信

・中国の独禁法のガイドラインを意味する上記指南案の意見募集に対して意見を提出した。内容は、市場の支配的地位を利用した知財の濫用行為に関して、特許権者が自己特許について第三者権利の非侵害性の保証は不要にすべし、という要望や、知財の権利期間中の実施行為に対して権利満了後でも権利行使可能であることが指南の文章で議論余地なく判断可能にすべく文章の明瞭化を要望など、全6項目。

3. 2016年度専門委員会研究テーマについて最終審議し決定した。これを基に専門委員会の募集を2月5日から2月22日の期間実施する。人材育成委員会と誌・広報委員会の委員募集も2月22日を期限にしている。参考までに募集期間中の2月17日に開催するJIPAシンポジウムのポスターセッションで各委員会の活動内容が紹介される。

4. 2016年度業種担当役員、全8名について決定した。3月度より引き継ぎを含め活動いただく。

5. 2016年度感謝表彰について、全33名の候補を全て承認した。これは研修講師や協会役員を通算3期以上務められた方などで、研修関係7名、一般功労関係26名です。3月の東西部会にて表彰する。

## 6. 入会

以下の2社の正会員としての入会を承認した。

<正会員>

(1) シェフラー・ジャパン株式会社 (2016年4月1日付)

主業務 自動車部品及び産業機械部品の製造・販売等

希望所属業種 関東金属機械部会 第1分科会

会員代表予定 知的財産部 アジアパシフィック シニアマネージャー 嵐 俊之 氏

推薦者 サトーホールディングス株式会社 知的財産室長 鶴籠 芳直 氏

(2) エルゼビア・ジャパン株式会社 (2015年10月1日付)

主業務 書籍出版事業及び医薬・医者向け他の情報検索DB開発とシステムソリューション提供

希望所属業種 関東電気器機器部会 第2分科会

会員代表予定 ライフサイエンス カスタマーコンサルタント 若林 宏明 氏

推薦者 高砂熱学工業株式会社 技術企画部 知的財産担当部長 小倉 康紀 氏

[報告事項]

## 7. 退 会

以下の正会員 3 社、賛助会員 1 事務所の退会が報告された。

正会員の退会はそれぞれグループ内、企業間の知財管理体制の整理に伴う理由の模様である。結果、2 月 3 日現在の会員数は、1275 で正会員 940 社、賛助会員 335 で、年初比 10 会員増となっている。

<正会員> (2016 年 3 月 31 日付)

- (1) キヤノンプロダクションプリンティングシステムズ株式会社 (関東電気機器部会第 2 分科会)
- (2) ダンロップスポーツ株式会社 (関西金属機械部会第 2 分科会)
- (3) 株式会社大興 (関西電気機器部会第 2 分科会)

<賛助会員>

- (1) せいしん特許法律事務所

## 8. 資料発行について国際第 4 委員会から以下の 4 種類の資料の発行が申請された。

資料②～④の各国の権利取得・行使上の留意点に関しては研修を検討している。

- ① 「ASEAN/インド/オーストラリア/ニュージーランドにおける特許制度対比表」
- ② 「タイにおける特許権取得・行使上の留意点」
- ③ 「インドネシアにおける特許権取得・行使上の留意点」
- ④ 「カンボジアにおける特許権取得・行使上の留意点」

## 9. 主要施策の活動について

### 1) 政策プロジェクト活動報告

(1) アジア戦略プロジェクト：

a. 模倣品対策 WG:

- ・ IIPPF 広州ミッション (1/12～1/15)の実施内容が報告された。知識産権局、質量技術監督局検査局、食品・薬品監督管理局などの 5 箇所を訪問。知財快速維権センター設置と施行状況、電子取引での海賊版の再犯の取締りと罰則強化、産権局では再犯に限って職権取締りを行うこと、など情報の収集と意見具申を行っている。
- ・ 海関総署の招聘事業で 1/26 午後に IIPPF にてセミナーを開催し、意見交換会を実施した。
- ・ IIPPF 第 1 プロジェクトを開催 (1/26) し、広州ミッション報告と「専利行政救済運用状況」について 講師を招いた講義を実施した。

(2) 日中企業連携プロジェクト：資料、発表者、司会者確定 (1/15)。北京開催分 (3/11) について、全人代の会議開催の関係で再調整の依頼を PPAC より受信し (1/26)、開催場所を重慶市に変更した。

(3) 国際政策プロジェクト：

- ・ 米国に GDTF を派遣中のこと、及び、三極会合 (2/21～) への対応状況が報告された。  
B+会合で日本の特許法の先願の地位に対応する衝突出願 (conflict application/ self-collision)、Grace Period、国際的先使用権、などについてそれぞれ議長国を定めて検討を進めている。日本は国際的先使用権であるが、現時点は各国独自の制度になっており、管轄問題、運用統一の問題が指摘されている。

(4) 経済連携プロジェクト：TPP 大筋合意と J I P A 要請事項を対比している。18 ヶ月出願公開の導

入、意匠の繰延公開、部分意匠導入、商標のマドプロ加盟の義務付け、著名商標採用など協会意見の9項目が反映されたが、著作権の懲罰的賠償の導入反対など、盛り込まれなかった要望や部分的な採用も存在する。

(5) JIPA シンポジウムプロジェクト：

- ・登壇者など最終調整、会場下見をして場所・役割などを確認（1/25）。1100名応募/2.8現在。

(6) 職務発明制度プロジェクト：臨時研修 R44 実施中。

- ・特許庁が、ガイドライン案へのパブコメ結果を公表した(1/8)。提出意見 21 件。最終指針案と Q&A は WEB で公開し各地域で説明会開催中。改正法施行 4/1, 指針発行は審議会後で 4 月末を予定。

[http://www.jpo.go.jp/iken/kaisei\\_tokkyohou\\_kekka.htm](http://www.jpo.go.jp/iken/kaisei_tokkyohou_kekka.htm)

(7) 営業秘密プロジェクト：臨時研修 R45 開催中（東海 2/10、関西 2/22、関東 2/29）。

(8) WIPO プロジェクト：

- WIPO: 議題とするべきテーマを検討（1/18）し、WIPO 本部と意見交換（2/4）。
- WIPO グリーン WG: 前述 Malaysia Tech.Expo.2016 の企画に対応中。
- Forest（生物多様性条約）研：化学部会のアンケート集計と今後の進め方を検討（1/19）。アンケート結果と要望を JPO に説明(1/28)。この際、特許庁より WIPO-IGC(Intergovernmental Committee: 政府間委員会)にて遺伝資源、伝統知識、文化表現などの保護の検討が開始される旨報告があった。3 月部会にて条約概要や関連知財情報、アンケート結果、対外発信状況を報告予定。

2) 審議会関係活動：

(1) 産構審) 特許制度小委員会) 審査基準 WG（1/13）

- ・植物や動物の食品用の用途限定に関する審査基準を検討し、用途限定はないものとして新規性、進歩性を判断することを審査基準にて明確にすることになった。庁は 4 月審査基準施行を目指し手続中。

(2) 同) 商標制度小委員会) 商標審査基準 WG（1/21）

- ・立体商標、音の商標などの審査基準について最終検討し、方向性が確認された。今後、必要な修正を行った後、パブコメ募集にかけられる。

3) 研究会等、その他の活動

(1) 知財紛争処理システム研究会: 荒井寿光 氏他の提案の知財紛争処理システムの活性化に関し、推進事務局の委員会の第 6 回委員会（1/14）にて損害賠償額の増額について議論したが産業界は反対、学者は賛成という状況。経団連との共同で行った自民党との検討会（1/22）で、知財活用についての経営幹部への啓蒙の後、改めて制度改正の要不要を検討すべしという提案を行い、賛同を得た。

(2) 著作権政策検討会: 知財推進事務局主催の検証・評価・企画委員会のコンテンツ分野の会合で、著作権法の改正や、ビッグデータを使用したイノベーションの保護のあり方を検討している。検討方向は概ね産業界の意見に沿っているが、議論が極論のみで中庸の意見はないためこれを考慮して自民党のコンテンツ小委員会の議員に意見を具申している。

(3) 裁判所等との意見交換について、進捗状況が報告された。地裁（大阪・東京）知財高裁と、特許委員会、ソフトウェア委員会、著作権委員会、フェアトレード委員会と意見交換会を実施（1/20, 2/2,23）。請求範囲の限定解釈、数値限定クレームの判決動向、国を越える IT システムの侵害問題など、委員会の研究中のテーマについて意見を頂戴した。会誌への論文にはこれら意見を反映予定である。

## 10. 委員・講師等 派遣

特許庁が発注する下記の4テーマの事業社選定の委員と、科学技術機構へ委員を派遣する。

### (1) 委員派遣

特許庁事業者選定委員会

- ①「外国産業財産権侵害対策等支援事業（模倣品対策関係）」、
- ②「同、人材育成協力事業」及び
- ③「知的財産保護包括協力推進事業（日中関連機関・団体による制度の共同研究）」
- ④「中小企業等特許情報分析活用支援事業」

選定委員 ①～③副理事長 別所 弘和 氏（本田技研工業）

④ 副理事長 井上 二三夫氏（シスメックス）

### (2) 委員派遣

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「自己評価委員会」

委員 関西事務所長 志村 勇 氏

## 11. 後援・協賛

次のシンポジウムの後援を引き受けた。

後援：JAPIOほか主催「第7回産業日本語研究会・シンポジウム」

開催日：2016年2月29日（月） 場所 東京・丸ビルホール（丸の内ビルディング8F）

（講師として 副理事長 井上 二三夫 氏（シスメックス）登壇。派遣申請は1月理事会にて済）

## 12. 事務局より

(1) 発明推進協会主催の「平成27年改正特許法職務発明ガイドライン案説明会」が開催されている。

詳細はWEB参照（1/25 横浜、1/27 名古屋、2/3 東京、2/15 大阪、2/16 福岡、2/23 宮城）

[http://www.jiii.or.jp/h27\\_houkaisei/area.html](http://www.jiii.or.jp/h27_houkaisei/area.html)

(2) 2016年第1号の海外メルマガを発行した（1/15）。会長念頭挨拶、昨年後半の海外活動が紹介されている。

(3) 最高裁判所より「テレビ会議システムの利用について」広報された。各地域の地方裁判所にテレビ会議システムが設置されており、希望により、各地方裁判所から東京地裁、大阪地裁、知財高裁との間で、TV会議で準備手続きを進めることができる。

以上



2016年2月 関東・関西部会資料

## 2016年度 JIPA研修計画について

人材育成委員会

### 【JIPA 研修コース】

#### ①知財技術スタッフ研修コース 《A,B,C,D,Eコース》

専門家としての知的財産担当を育成する、基礎コースから専門コース

#### ②技術部門向けコース《Gコース》

発明創出部門である技術者／研究者を対象

#### ③グローバル研修《W,Fコース》

グローバル化する企業活動の知財スタッフを育成

#### ④経営感覚人材育成研修《Tコース》

経営感覚と知的財産マインドを持ったリーダー育成を目的

#### ⑤臨時コース《Rコース》

時代の変化・ニーズに対応したトピックス

★2015年度 受講者数  
14,822名  
(2014年度対比108%)  
※2016年2月1日現在



# 2015年度研修見直しポイント (1)

## S1 コース 改編

関東・関西にて同一カリキュラム研修を開催！

### ★新コース名 「知財活動におけるマネジメント講座」

⇒「知財部門のマネージャ」に特化した内容に改編

⇒知識・意識・スキルの3方面からの課目を4日間で習得可能

#### 従来S1コース

・従来対象者：知財部門や研究開発部門の管理職、役員及びそれらに準ずる方々

◎企業業にとって知財部門の役割がますます重要視される状況に。  
その一翼を担うのは「知的財産部門のマネージャ」である。



#### 改編S1コース 2016年度より

★受講対象者をより明確化したコースへ改編

※知財部門マネージャ、マネージャ候補者の他、  
知識補充/意識改革/視野拡大を希望するマネージャを含む

知財マネージャに求められる下記を、講師の実体験・実例に交えた講義を通じて習得

- ◎戦略思考
- ◎権利活用力
- ◎リスクマネジメント能力
- ◎税務知識
- ◎グローバル対応力



※次項にカリキュラム・講師一覧掲載  
※1ヶ月1日ペースで、4ヶ月間で完結



# 改編S1コース(2016年度)カリキュラム

開催日	課目名	講師
1日目 午前	知財戦略概論 ※知財戦略に関する体系的な講義	日立製作所 戸田 裕二 氏
	午後	知財戦略の実践 ※知財戦略に関する事例紹介を中心とした講義
2日目 午前	ブランド戦略における知財の関わり ※ブランド戦略の必要性、知財のかかわりに関する講義	弁理士 外川 奈美 氏
	午後	攻めと守りの知財活動 ※権利活用等に携わる際に知っておくべき 必要最低限の知識に関する講義
3日目 午前	知財活動におけるリスクマネジメント ※企業活動にかかわる知財関連法務の概要と リスクマネジメントに関する講義	弁護士 中務 尚子 氏
	午後	知財活動における税務 ※知財に関する税務問題について、 効率的にその全体像を理解する講義
4日目 午前	グローバル知財活動における留意点 ※グローバル知財活動遂行上の留意点を、 関連する重要情報とともに講義	デンソー 碓氷裕彦 氏
	午後	知財マネージャに期待すること ※これからの知財マネージャに期待することを幅広く講義





## 2016年度研修見直しポイント (2)

### Fコース 新設 ※次回募集開始は2017年度以降

海外現地研修コースでは、下記2コースを新設しました。  
2015年度秋より募集を開始し、2016年度秋に現地で研修実施予定です。

#### F7 アセアンの知的財産事情の研修

アセアン諸国を訪れ、約2週間、現地の事情、文化、知的財産情報に直接触れること等を通じて、アセアン諸国に於ける知財情報の収集・整理及び企業における知財実務・マネジメントの一翼を担うことを目的に新設されました。研修は訪問型研修で、現地研修の前後に国内での事前研修及び事後研修を加えた3部構成となり、約10ヶ月の期間をかけて行われます。

《次回開催情報》

ASEAN4カ国程度 【研修期間】:2019年7月～2020年2月【現地研修】:2019年10月又は11月予定

#### F8 米国研修「IPRブートキャンプと米国流知財マネジメント入門」

最新の米国知的財産事情に関連するテーマとして、特に、特許付与後手続きのうち最も利用頻度が高く注目度の高いIPR (Inter Partes Review) と、IPR活用の際の留意点を含めた米国企業知財部門出身の弁護士によるマネジメント戦略とに焦点をあてた現地滞在型研修です。

《次回開催情報》

ワシントンDC周辺【研修期間】2018年7月～2019年2月【現地研修】2018年10月又は11月予定



## 2016年度研修見直しポイント (3)

### 協会研修会予約サービス 新機能追加のお知らせ

★協会研修会予約サービスがさらに便利になります！

詳細はホームページをご覧ください。

【参照URL】

トップページ→トピックス「【研修会予約サービス】新機能追加のお知らせ及び3月の臨時研修について」

[http://www.jipa.or.jp/topics/view.php?topics\\_id=c915880aae670e69f3957dea132f864b](http://www.jipa.or.jp/topics/view.php?topics_id=c915880aae670e69f3957dea132f864b)

#### 《主な新機能のご紹介》

##### ポイント1

#### 受講票が電子化されます

※郵送の受講票を廃止します。

申込を行った利用者宛に、二次元バーコード付き受講票をメール(PDF)でお送りします。

##### ポイント2

#### 受講生へのご案内メールを配信！

※研修申込時にメールアドレスを登録された受講生には緊急連絡事項等が発生した場合に直接メールで情報を配信します。



## 今後のスケジュール

**3月11日（金）** **新年度研修情報を公開掲載（予定）**  
**2016年度版「研修案内」をweb掲載**

**3月中旬** **2016年度版「研修案内」冊子を会員代表へ送付**  
**「知財管理誌」3月号と同梱**

**3月度** **関東部会・関西部会にて2015年度研修紹介**  
**※人材育成委員より紹介**

2016年度定例研修

**募集開始** **2016年4月1日** **午前9時**

